

入 札 公 告

廿日市市役所庁舎エレベーター内壁面広告掲出事業について、次のとおり一般競争入札（以下、「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び廿日市市契約規則（昭和６３年規則第１５号）第５条の規定に基づき公告する。

令和８年７月２２日

廿日市市長 松本 太郎



１ 入札に付する事項

（１） 件名

廿日市市役所庁舎エレベーター内壁面広告掲出事業

（２） 広告掲出場所

別紙「仕様書」による。

（３） 契約期間

契約日から令和１０年９月３０日まで

契約の更新はせず、令和１０年１０月１日以降については再度募集を行う。

（４） 広告物掲出期間

令和８年１０月１日から令和１０年９月３０日まで

２ 入札参加資格

入札参加者は、次の各号のいずれにも該当する者であり、かつ、この入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

（１） 本市の「物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供令和８・９年度 競争入札参加資格者名簿」に登録されている者。

（２） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

（４） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員若しくは構成員となっている者でないこと。

- (5) 入札参加申請の開始の日から入札参加資格確認申請書の提出の日までの期間において、廿日市市長から業務などに関し指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 広告掲出にかかる業務について、令和6年4月1日以降に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上履行実績がある者。
- (7) 仕様書に示す条件を全て満たし、かつ本事業について誠実に履行できることを確約できる者であること。

3 契約事項を示す場所及び問い合わせ先

廿日市市総務部総務課（廿日市市役所3階）

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829-30-9100

E-mail somu@city.hatsukaichi.lg.jp

4 入札の日程等

	提出期間等	注意事項
入札参加申請	令和8年7月23日（木） から令和8年7月30日 （木）17時まで	「5 入札参加資格の確認申請」に示す内容を参照すること。
仕様書等に対する 質問	令和8年7月23日（木） から令和8年7月29日 （水）17時まで	質問がある場合は、質問書（様式第6号）により、前記3（契約事項を示す場所及び問い合わせ先）に示すメールアドレスへ送付すること。 その際の件名は「エレベーター広告掲出に係る質問事項」とすること。
質問回答	回答内容を作成した段階で順次行う	提出された質問事項については、順次回答内容を市ホームページに記載し、通知に代える。
入札参加資格審査 結果通知	令和8年8月6日（木）	前記2に定める要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
入札書提出期限	令和8年8月13日（木） 16時まで	「6 入札手続き」から「11 入札保証金」までの事項を参照すること。
開札	令和8年8月14日（金） 17時（開札場所：廿日市 市役所3階総務課）	開札結果は、市から応札者に直接メールで連絡するとともに、市ホームページに公表する。 なお、開札に立ち合う場合は、入札書提出期限までに市へ申し出ること。

5 入札参加資格の確認申請

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

前記 4（入札の日程等）の表の入札参加申請に示す提出期間中に、次の書類一式を廿日市市総務部総務課に持参または郵送すること。

郵送する場合は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限るものとし、申請期限までに必着のこと。申請期限を過ぎて到達した書類は、いかなる事由があっても受理しない。
《入札参加資格申請書類》

	提出書類	様式
1	入札参加資格確認申請書 本店を申請者とする。ただし、廿日市市の「物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供令和 8・9 年度 競争入札参加資格者名簿」に登録されている者で、入札、見積り及び契約締結等の権限を継続して委託されている場合は、受任者を申請者とする。 実印は印鑑証明書の印を押印すること。	様式第 1 号
2	エレベーター広告事業実績調書 広告掲出にかかる業務について、国又は地方公共団体への実績を記入すること。	様式第 2 号
3	委任状（写し不可） 本店の代表者から、廿日市市を管轄する営業所等の長に対し入札、見積り及び契約締結等の権限を継続して委任する場合に提出すること。 なお、委任先は 1 箇所とする。	様式第 3 号 (注 2)
4	使用印鑑届（写し不可） 実印と使用印鑑を押印し、入札、見積り及び契約締結等の際に使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する者は提出を要しない。 3 の委任状の提出がある場合は必ず提出すること。	様式第 4 号 (注 2)
5	印鑑証明書（写し不可） 本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書	(注 2, 3)
6	商業登記簿謄本の写し 本店所在地の法務局が発行した商業登記簿謄本（登記事項証明書）	(注 2, 3)

注 1 提出書類については、入札参加資格の確認に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

注 2 廿日市市の「物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供令和 8・9 年度 競争入札参加資格者名簿」に登録されている者は、3 から 6 までの書類等の提出を要しない。

注 3 5 及び 6 の書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

6 入札手続き

(1) 入札方法

入札書は、持参又は郵送により廿日市市総務部総務課に提出すること。

代表者又は様式第 3 号による委任を受けた者ではなく、代理人が書類を作成又は持参する場合は、委任状（様式第 5 号）を併せて提出すること。

郵送する場合は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限るものとし、申請期限までに必着のこと。なお、提出期限を過ぎて提出された入札書類は、いかなる事由があってもこれを受理せず入札を辞退したものとみなす。

(2) 広告料の入札最低価格（消費税及び地方消費税を含まない。）

年額 100,800 円

7 入札回数

入札回数は、再度入札を含め合計 2 回とする。初回入札の開札結果で、予定価格に達する入札がない場合には、再度の入札を行うものとする。

8 入札書の記載方法等

(1) 入札書は、様式第 7 号（入札参加資格を確認後に送付）を使用すること。

(2) 入札書には、年額（契約期間中の 12 か月分）の広告料を記載すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(4) 提出された入札書において、入札価格の訂正は認めない。

(5) 代理人が入札する場合は、委任状（様式第 5 号）を提出すること。

(6) 入札書の封入方法については、内封筒・外封筒の二重封筒とすること。入札書を入れた内封筒には「入札書在中」と朱書きして封かんし、封筒の表面には、入札者の商号（名称）、件名を記載するとともに貼り付け部分を届け出印で割印をする。外封筒には、表面に「廿日市市役所庁舎エレベーター内壁面広告掲出事業に係る入札書在中」と記載し、封印すること。なお、委任状を同封する場合は、外封筒に直接入れること。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加するために必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 入札担当部局において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一の入札について同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (5) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (6) 入札書を封印した封筒に封入していないとき。
- (7) 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (8) 前各項に掲げるもののほか、廿日市市契約規則第7条各号のいずれかに該当するとき。

10 落札者の決定方法

- (1) 入札最低価格以上で有効な入札を行った者のうち、もっとも高い価格を提示した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者が不在の場合は、この入札事務を担当しない職員がくじを代行する。

11 入札保証金

免除とする。

12 契約保証金

免除とする。

13 契約書の内容等

契約書の内容は、別紙「契約書(案)」を参照すること。

14 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 費用の負担
契約書等の作成及び提出に要する費用は参加者の負担とする。
- (3) 契約先
契約相手は「廿日市市長」となる。

(4) 行政財産の使用料

広告料とは別に、行政財産使用料年額 55,800 円（エレベーター内壁面 B 2 サイズ 4 箇所。税込。）の納入が必要となる。

(5) その他

ア 本入札に関して提出された書類は返却しない。

イ 入札参加資格申請書類は、提出者に無断で使用しない。